

令和 4 年 9 月 2 日

札幌市都市局建築指導部建築確認課

性能向上計画認定申請・低炭素建築物認定申請 認定基準の適用期限について

令和 4 年 10 月 1 日から建築物エネルギー消費性能誘導基準及び低炭素建築物認定基準が見直されます。令和 4 年 10 月 1 日以降に申請される性能向上計画（建築物省エネ法）・低炭素建築物新築等計画（エコまち法）につきましては、見直し後の認定基準に適合している必要があります。

見直し前の認定基準で計画を行うためには、必要書類を添付の上、令和 4 年 9 月 30 日までに札幌市に申請してください。

なお、令和 4 年 9 月 30 日までに申請済みの計画の変更認定申請は、見直し前の認定基準が適用されます。

認定基準改正の内容につきましては下記のサイトをご参照ください。

・「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 9 号）について」（国土交通省）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000163.html

・「低炭素建築物認定制度 関連情報」（国土交通省）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000065.html

（お問い合わせ先）

札幌市都市局建築指導部建築確認課 電話番号：011-211-2846(設備確認担当)